

岩手県告示第 117 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 20 年 2 月 29 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 岩手平館線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
岩手郡岩手町大字沼宮内第 6 地割字沼宮内町 45 番 1 地 先から 46 番 4 地先まで	新	m 14.4~10.6	m 16.6
	旧	11.6~8.4	16.6

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 盛岡地方振興局土木部岩手出張所

イ 期間 平成 20 年 2 月 29 日から同年 3 月 29 日まで

2 (1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 新城馬口沢線

(3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
奥州市前沢区字塔ヶ崎 117 番 1 地先から 117 番 2 地先ま で	新	m 11.2	m 19.2
	旧	20.7~14.4	19.2

(4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部

イ 期間 平成 20 年 2 月 29 日から同年 3 月 29 日まで